

平成 2 9 事業年度財務諸表

(承継教育資金貸付けあっせん勘定)

注記

1. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

2. 重要な後発事象

該当事項はありません。

3. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

承継教育資金貸付けあっせん業務は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 20 年度から業務を休止し、表示すべき内容がないため財務諸表を掲載しておりません。

なお、同勘定は、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）附則第 5 条の 2 第 11 項の規定により、平成 29 年 9 月 1 日に廃止いたしました。